

2023年度中小企業関連の 税制改正と適用実績

2023年度税制改正では、2023年3月に期限を迎えた「法人税率の軽減」等の特別措置の適用期限が延長された。また、企業の投資を促進するための固定資産税の特例措置が新設された。今回は、これらの制度の概要と適用実績を解説する。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

【Q1】税制改正の内容は？

2023年度の中小企業関連の主な税制改正は図表の通りです。

「法人税率の軽減」は、所得金額800万円までの税率を15%（本則19%）に引き下げる税制です。

「中小企業技術基盤強化税制」は、現在の製品や加工技術のちよとした改良までを含む、非常に範囲の広いもので、試験研究費の一定割合の金額を法人税額の最大35%まで控除することができます。

「中小企業防災・減災投資促進税制」は、自然災害に備える防災・減災設備投資に特別償却（18%）が適用できる税制です。

「地域未来投資促進税制」は、地域活性化に貢献する先進的な事業について建物・機械等を新設・増設した場合に特別償却（20%または40%）または税額控除（2%または4%）ができる税制です。さらに地方税（固定資産税・不動産取得税）の課税免除を受けられる場合もあります。

設備投資に係る法人税の2つの税制について

■図表 2023年度税制改正（中小企業関連）の概要と法人税関係特別措置の適用実績

適用期限：2023年4月1日から2025年3月31日（中小企業技術基盤強化税制は2026年3月31日まで）

税制	概要	2021年4月1日から2022年3月31日までの適用実績			
		適用件数	適用総額（億円）		1件当たり金額（万円）
法人税率の軽減（延長）	所得金額800万円まで法人税の税率を15%に軽減	1,034,827		42,533	411
中小企業投資促進税制（延長）	一定の設備投資を行った場合、特別償却（30%）または税額控除（7%、資本金3000万円以下の中小企業者等に限定）のいずれかの適用を認める措置。	23,201		1,934	834
		28,656	186		65
中小企業経営強化税制（延長）	中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却または税額控除（10%（資本金3000万円超は7%））のいずれかの適用を認める措置。	16,266		4,885	3,003
		7,653	115		150
中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）	試験研究費の一定割合（12%）の金額をその事業年度の法人税額の上限25%まで控除（一般型）。さらに中小企業においては、控除率（12%～17%）・控除上限（法人税額の10%上乗せ）が優遇。	5,558	256		460
中小企業防災・減災投資促進税制（拡充・延長）	認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、自然災害に備える中小企業の防災・減災設備投資に特別償却（18%、2025年4月1日以降取得は16%）を認める措置。対象設備に耐震装置を追加。	20		0.34	172
地域未来投資促進税制（拡充・延長）	地域活性化に貢献する先進的な事業について、建物・機械等を新設・増設した場合、特別償却（建物・付属設備・構築物は20%、機械装置・器具備品は40%）または税額控除（建物・付属設備・構築物は2%、機械装置・器具備品は4%）を適用（一定の要件を満たす場合は上乗せ措置あり）。	143		270	18,898
		223	91		4,075
生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例（創設）	雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合に、最大5年間、固定資産税を2/3軽減。賃上げを行わない場合は3年間1/2軽減（赤字企業にも効果がある）。				創設のため適用実績はない。ただし、旧税制で固定資産税を3年間最大ゼロとする措置については、2022年12月31日時点で、1,660自治体で15,782件を認定し、設備投資の数量は591,518台、約6,881億円の投資額が見込まれる。

出典：適用実績については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より抜粋

はQ3で解説します。

【Q2】各税制の適用実績は？

財務省は2023年2月に、2021年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を国会に提出しました。

同報告書は、2021年4月1日から2022年3月31日に終了した事業年度において適用を受けた法人税関係特別措置について、法人税申告書の適用額明細書に記載された事項を集計することで、その適用の実態調査の結果をまとめたものです（提出法人数142万件、適用件数222万件）。

適用件数が最も多かったのは「法人税率の軽減」で、図表の右側に記載の通り、適用件数は約103万件で、適用額は4兆2533億円、1件当たり金額は411万円でした。

また「中小企業投資促進税制」の税額控除は2万8656件で5番目、特別償却は2万3201件で6番目、さらに「中小企業経営強化税制」の特別償却は1万6266件で7番目でした（適用額および1件当たり金額は図表の通り）。

【Q3】「中小企業投資促進税制」と「同経営強化税制」の違いは？

「中小企業投資促進税制」と「中小企業経営強化税制」は、どちらも中小企業の稼ぐ力を向

上させる取り組みの支援や中小企業における生産性向上等を図るため、特別償却または税額控除のいずれかの適用を認める制度です。

「中小企業投資促進税制」は、機械装置やソフトウェア等の設備投資を行った場合に、税額控除（法人税額を7%）または特別償却（30%）の上乗せをするかを法人税の申告書の別表に記載するだけで適用が可能のため、適用件数がそれぞれ上位5、6番目と積極的に活用されています。

「中小企業経営強化税制」は、設備投資の内容により4つの類型に区分されており、投資をする前に工業会（A類型）や経済産業省（A類型以外）の確認を受け、さらに「経営力向上計画」を申請して担当各官庁から認定を受ける必要があるなど手続きが複雑ですが、投資金額の即時償却（100%）が可能ため高額な設備投資に活用されています。（詳細は、来月号に掲載予定）

この税制の適用件数は、特別償却が1万6266件に対して、税額控除は7653件と少なくなっています。特別償却は減価償却費の先取をしているだけで、実質的には税額控除を受けた方が節税（10%の税額控除）になりますが、設備投資の回収を投資時に100%前倒ししたいという経営者は積極的に活用しています（図表）。